

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和8年2月24日（火）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則

1. 業務概要

(1) 業務名 R8利根川上流河川事務所広報支援業務

(2) 業務内容

1) カスリーン台風80年に向けた取り組みの実施

令和7年度に検討したカスリーン台風80年に向けた取り組みの内容に基づき、実施メニュー、方法、年間スケジュール等の詳細を確定し、運営実施する。

① 広報ツールの作成及び実施内容

(ア) 広報用ツールの作成

i デジタルサイネージデータ作成

カスリーン台風の教訓伝承、令和元年東日本台風の治水効果、流域治水の取組や気候変動に対応するための河川整備に係る計画の見直し等の情勢変化を含め河川整備の必要性を広報するためのデジタルサイネージデータを作成する。

ii カスリーン台風80年を周知する広報資料の作成

広報スペース各所に設置することや、イベント等での配布に活用できるよう、カスリーン台風80年を効果的に伝えるポスター・パンフレット等を作成するものとし、以下のものを想定している。

- ・ポスター原稿作成
- ・パンフレット原稿作成
- ・チラシ原稿作成

iii 特設Webページ開設

カスリーン台風80年に関する取り組み内容等を、地域住民や関係機関等へ幅広く情報提供を行うため、利根川上流河川事務所HP内に特設WEBページ（800字程度、写真・図30点程度を見込む）を開設する。掲載内容は、カスリーン台風に関する情報、イベント実施内容の告知、実施後のレポート、その他予備知識等を掲載する。

iv のぼり（大・小）作成

カスリーン台風80年周知の為に、イベント会場・各自治体広報スペース・事務所玄関・各出張所等に設置出来るのぼりを作成する。作成するのぼりの個数については、大20個、小100個程度を見込んでいる。なお、各自治体広報スペースへ設する際の確認については、受注者にて行うものとする。設置時期については監督職員と受注者で協議するものとする。

v カウントダウンボード作成

カスリーン台風80年までの日数を、1日単位で更新出来るようなボードを作成する。地域住民の方々に見ていただけるよう、イベント会場・事務所玄関等に設置出来るものとする。設置開始時期は500日前となる6月19日（金）を見込むものとする。

vi 流域治水を表したコンテンツの作成

流域治水対策の現状について、幅広い年代の方々により親しみながら流域治水について知っていただくコンテンツを作成する。設置時期・使用素材については監督職員と受注者で協議するものとする。

(イ) 広報イベントの実施

(ア) で作成した広報ツールを活用した広報イベントを以下の内容を考慮して検討し実践する。

i 沿川自治体及び沿川自治体外も対象にしたデジタルサイネージ放映の実施

沿川自治体及び沿川自治体以外に対し、1. (2) ① (ア) i にて作成したデジタルサイネージデータを共有し、より効果的な広報形態について企画・実施する。なお、各自治体に対する設置・放映等の申請手続等も合わせて行うものとする。

ii カウントダウン広報の実施

1. (2) ① (ア) v にて作成したカウントダウンボードを有効活用し、SNS (X) への投稿案や、アニバーサリーイベントなどの企画検討を行い、知っていただく機会を増進する。

iii 渡良瀬遊水地まつり（例年10月開催）での効果的な広報の検討・実施

当事務所ブースの半分（2間3間）のスペースを使用し、カスリーン台風から80年を地域住民等に効果的に伝えるためのイベントを企画・実

施する。

iv 「利根川80ネタ」企画立案・実施

カスリーン台風80年を迎えるにあたり、利根川流域にまつわる様々な情報（80ネタ）を集め、流域市民や流域外で生活する人々に向け、治水・利水・環境・観光スポットなどの情報を発信し、パブリックコメントの収集及び活用の企画・立案・実施を行う。なお、1.（2）①（ア）iiiにて作成する特設Webページに掲載するものとする。

- ②令和9年度カスリーン台風から80年シンポジウム式典の開催企画・検討
令和9年度にカスリーン台風80年という節目を迎えるにあたり、「あの日の記憶に静かに向き合い、未来へとつないでいく」（案）をテーマとしたシンポジウムの開催方針を検討し、企画立案するものとする。

2) 令和8年度治水の日慰霊・継承式典運営補助

治水の日慰霊・継承式典の運営補助を行うものとする。開催日は、令和8年9月16日（水）を予定している。開催日前日の令和8年9月15日（火）にリハーサルを行うものとする。なお、開催日は今後の調整で変更する場合がある。また、治水の日慰霊・継承式典は、60分程度を予定している。

①会場運営・設営補助

受注者は、運営補助要員を配置（前日リハーサル及び当日）するものとする。なお、会場は大利根水防センター（埼玉県加須市新川通700-6）とする。設営に関する詳細については、監督職員と受注者で協議するものとする。

②記録撮影及び開催結果速報資料の作成

式典の状況を映像及び画像に記録し、DVDに格納・納品するものとする。

③資機材の調達

式典運営に必要な資機材に関しては、設計変更の対象とする。

3) ヨシ焼きに関するポスター、チラシ等作成

監督職員が提供する電子データを使用して広報活動で使用するパンフレット等を作成する。作業内容については以下を予定している。

- | | |
|------------------|-------|
| ①ポスター（B2版 2色刷） | 160枚 |
| ②ポスター（A2版 カラー） | 330枚 |
| ③チラシ（A4判 片面 カラー） | 7700枚 |
| ④チラシ（A4判 両面 カラー） | 18万枚 |
| ⑤その他監督職員が指示するもの | |

(3) 履行期限 令和9年3月26日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（企画競争実施にかかる説明書参照）
- (8) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
 - ・同種業務：公共事業に関するイベント運営業務
 - ・類似業務：公共事業に関する広報業務
- (9) 配置予定技術者（主たる担当者）については、令和8年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1

国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 経理課

電話：0480-52-3953

電子メール：ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（1）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

2) 窓口での交付期間

令和8年2月24日から令和8年3月6日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、8時30分から17時15分まで。(最終日は16時まで。)

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年3月6日(金) 16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類(以下「提案書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。